

軽自動車税(種別割)の減免申請をされる方へ

☆軽自動車税(種別割)の減免対象となるものは、次の事項に該当する場合です

- ①心身に障害のある方もしくは生計を一にしている方が所有する軽自動車で、障害のある方が自ら運転する場合
- ②心身に障害のある方もしくは生計を一にしている方が所有する軽自動車で、障害のある方と生計を一にしている方が運転する場合
- ③心身に障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が所有する軽自動車で、障害のある方が自ら運転する場合
- ④心身に障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が所有する軽自動車で、障害のある方と同じ世帯にお住まいの方が運転する場合
- ⑤障害のある方のみの世帯で生活する心身に障害のある方を常時介護している方が所有する軽自動車で、常時介護している方が運転する場合

※①～⑤の対象となる障害の程度は下表のとおりです。

手帳の種類	障害の区分		障害の等級(程度)		
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	
	聴覚障害		2級及び3級	同 上	
	平衡機能障害		3級	同 上	
	音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
	上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	
	下 肢 不 自 由	障害のある方が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症 第1款症から第3款症までの各款症	
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	
	体 幹 不 自 由	障害のある方が運転する場合	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症 第1款症から第3款症までの各款症	
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上肢機能	1級及び2級		
		移動機能	1級から6級までの各級		
	心 臓 機 能 障 害			1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
	じ ん 臓 機 能 障 害			同 上	同 上
呼 吸 器 機 能 障 害			同 上	同 上	
ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害			同 上	同 上	
小 腸 の 機 能 障 害			同 上	同 上	
ヒ ト 免 疫 不 全 ウ ィ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害			1級から3級までの各級		
肝 臓 機 能 障 害			1級から3級までの各級		
療 育 手 帳			障害の程度が重度のもの(茨城県の療育手帳の場合AまたはOA)		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳			1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方		

- (注) ・減免申請の手続きは、軽自動車税(種別割)の納税通知書が届いてから納期限までの間に行ってください。
 ・1人の障害者の方につき1台の軽自動車が減免対象となります。自動車税(種別割)の減免を受けている方は、軽自動車の減免申請は出来ません。
 ・軽自動車の減免申請は、同時期に毎年行っていただく必要があります。

【申請場所】

かすみがうら市 税務課(千代田庁舎)・霞ヶ浦窓口センター

◆必要書類

- ①軽自動車税減免申請書(税務課・霞ヶ浦窓口センターに用意してあります) ②納税通知書
 ③各種手帳(障害者手帳・療育手帳等) ④運転免許証 ⑤自動車検査証 ⑥その他必要書類

※郵送での申請も可能です。郵送の場合、①～②の書類は原本、③～⑥の書類は写しをお送りください。